平成２８年（フ）第１１１８号
大阪府大東市北新町18番404号
債務者　阿部　理香
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１９２号
大阪府枚方市養父丘１丁目８番72号、前住所大阪府枚方市野村元町58番21号
債務者　前平　　勝
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２９９号
大阪府摂津市鳥飼西２丁目25番12号
債務者　粟津　広明
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４４３号
大阪府守口市金田町２丁目28番13号、事業所所在地大阪府守口市南寺方東通１―11―６
債務者　ヘイズドックススクールこと　嘉住　邦夫
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６３７号
大阪市旭区赤川３丁目５番25号エヌズコート赤川318号
債務者　後出　英一
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６４５号
大阪市西成区南津守７丁目３番23号　マーメイド23　403号
債務者　金沢範子こと　金　　範子
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６号
福岡県豊前市大字岸井85番地１　チェルシーパークⅡ20―M
債務者　児玉　みき（旧姓湯前・西村）
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第１１０号
千葉県船橋市大穴南２丁目26番25号
債務者　笹口　　明
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３５号
千葉市美浜区幸町２丁目８番８棟503号
債務者　小曽根いづみ
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１４４号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地３街区７棟105号
債務者　佐藤登貴子
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１５１号
千葉県八千代市島田台998番地４　特別養護老人ホームはなみずき
債務者　丹野　照子
法定代理人成年後見人　ＮＰＯ法人成年後見なのはな代表者理事　土井　雅生
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１５５号
千葉市花見川区検見川町２丁目207番地19　メゾンサイドパーク101号
債務者　魚見アヤ子
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１５７号
千葉県習志野市東習志野２丁目19番11号　ゴールドサポート実籾
債務者　白岩　裕詞
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１８１号
千葉市中央区南生実町1224番地１
債務者　長谷川英男
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２５１号
千葉市稲毛区山王町６番地36
債務者　奥田　一生
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２５５号
千葉県八千代市萱田町1005番地　ラフィーヌヤマト206号
債務者　森川　秀子
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１８号
岩手県奥州市水沢区神明町２丁目１番７号　レントハウスアテルイ　D棟
債務者　菅野　和幸
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
盛岡地方裁判所水沢支部